



令和4年3月22日
十日町市健康づくり推進課

不妊治療費助成事業の拡充について

不妊治療は、令和3年度まで特定不妊治療に対する国県の助成後に、市が上乗せで助成を実施しています。令和4年4月から特定不妊治療が保険適用となり、治療費の軽減が図られる一方、保険適用後においても自己負担が生じることから、市の助成を継続します。加えて新年度より、従来から保険適用であった一般的な不妊治療にかかる自己負担についても、事業を拡充して助成します。

1 令和4年4月1日以降に開始する不妊治療にかかる費用助成について

(1) 対象の治療

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 特定不妊治療（生殖補助医療） | 継続 |
| ② 不妊の原因を調べる検査 | *新規 |
| ③ 不妊につながる原因疾患の治療 | *新規 |
| ④ 一般不妊治療（タイミング法、人工授精） | *新規 |

(2) 対象者

夫婦（事実上の婚姻関係にある者を含む。）ともに十日町市に住所を有し、治療の開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦

(3) 助成額

医療機関で保険適用となる治療の自己負担額を助成（上限10万円）

※保険適用外の治療は、助成の対象となりません。

2 令和4年3月31日までに開始した特定不妊治療にかかる費用助成について経過措置として新潟県の助成額に上限20万円を上乗せして助成します。

3 添付資料 不妊治療の全体像

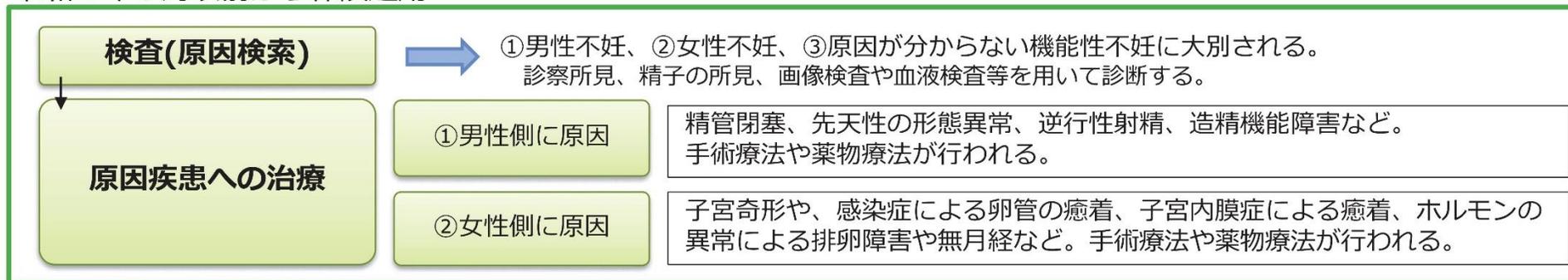
■お問合せ先

十日町市健康づくり推進課 母子保健係
担当：中沢 ☎025-757-9759（内線157）

不妊治療の全体像

令和4年2月25日厚生労働省通知
「不妊治療の保険適用について」

令和4年3月以前から保険適用



↓原因不明の不妊や治療が奏功しないもの【令和4年4月から新たに保険適用】 ※令和4年3月までは保険適用外

